

新温泉町本人通知制度について

I 制度の概要

1 制度の目的

この制度は、住民票の写し等（※1）の証明書を代理人や第三者（※2）に交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になります。これにより不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求の早期発見や抑止効果が期待されます。

◎本制度は法令等に基づくものではなく、町が要綱を定めて実施するものです。

◎事前登録は義務ではなく、希望される方の申請によるものです。事前登録をしないからといって、住民票の写し等が交付できなくなるといった制度ではございません。また、住民票の写し等の交付を止めるものではありません。

（※1）住民票の写し等とは、住民票の写し（除住民票の写し、住民票記載事項証明、除住民票記載事項証明書を含む。）、戸籍の附票の写し（除籍の附票の写しを含む。）、戸籍謄抄本（戸籍記載事項証明、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍記載事項証明を含む。）をいいます。

（※2）第三者とは、住民票の写しにおいては「本人及び同一世帯の者」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者で、自己の権利の行使、自己の義務を履行する等正当な理由のある個人、法人、特定事務受任者（八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士））をいいます。

2 事前登録できる人

①新温泉町の住民基本台帳に記載されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む。）

②新温泉町の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む。）

ただし、国外へ転出届出された人、死亡された人、失踪宣告を受けた人は除きます。

※制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

3 通知対象となる請求

①委任状による代理人請求

②法律に基づいた第三者からの請求

③特定事務受任者（八業士）の職務上請求に基づく請求

4 通知対象とならない請求

①住民票関係は、「本人、本人と同一世帯の者」から請求があったとき。

②戸籍関係は、「本人、戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」から請求があったとき。

③国又は地方公共団体等（法令の定めによる事務を遂行するため証明書を請求することができま

す。）からの請求により証明を発行したとき。

④その他、町長が特別な申出又は請求と認めたとき。

5 通知対象となる証明書（次のもので希望されたものが対象となります。）

①住民票の写し ②消除された住民票の写し ③住民票記載事項証明書

④消除された住民票記載事項証明書 ⑤戸籍の附票の写し ⑥消除された戸籍の附票の写し

⑦戸籍謄抄本 ⑧戸籍記載事項証明書 ⑨除かれた戸籍の謄抄本 ⑩除籍記載事項証明書

※事前登録日以降に交付された証明書が通知の対象となります。

6 交付通知書の記載事項

事前登録者の証明書を交付した場合は、

「交付年月日」「交付証明書の種別」「交付枚数」「交付請求者の種別」の4項目を記載した通知書を郵送により通知いたします。

☆交付請求者の種別は「本人の代理人」「親族等の代理人」「第三者・個人」「第三者・法人」「第三者・八業士・個人」「第三者・八業士・法人」の6種別で通知いたします。

◎交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

（但し、本人の代理人の時のみ氏名、住所を通知します。）

II 申請の手続きについて

希望される方は事前の登録が必要です。登録費用は無料です。

1 申請できる人

- (1) 事前登録を希望する申請者本人又はその法定代理人
- (2) 事前登録を希望する申請者の任意代理人

2 申請に必要なもの

- (1) 新温泉町本人通知制度事前登録申請書
 - (2) 印鑑
 - (3) 本人確認書類：住民基本台帳カード（写真付）、運転免許証、旅券等
 - (4) 法定代理人が申請する場合：その資格を証明する書類
ただし、本町に備付けの公簿等によりその資格が判明する場合は省略できます。
 - (5) 任意代理人が申請する場合：委任状等代理権を明らかにする書類
- ☆郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
- ①登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
 - ②他の市町村に居住している場合
- ※新温泉町外に住民登録をされており、上記本人確認書類等での住民登録地を確認できない場合は、現在の住民票の提出が必要となります。

3 事前登録日及び登録期間

- ・事前登録日は、登録受付日の翌日になります。
- ・登録期間は、事前登録日から起算して2年を経過する日の属する年の12月31日までです。
(例：登録日が平成25年7月1日なら満了日は平成27年12月31日となります。)
- ・登録の継続を希望させる場合は更新の申請を行ってください。更新の申請は、登録期間満了日の1ヶ月前から受付できます。その場合の満了日は更新前の満了日の翌日となります。
- ・登録の満了日に関する事前連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ・登録期間満了日を経過し、かつ更新の申請のない場合には、自動的に登録が廃止となります。

4 登録内容を変更したいとき

- ・新温泉町本人通知制度登録事項変更・廃止届出書を提出してください。
- ・登録事項について、町内で住所、本籍等を変更した場合も手続が必要となります。
- ・変更の届出がない場合は、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。

5 登録を廃止したいとき

登録期間満了日前に登録を廃止したいときは、新温泉町本人通知制度登録事項変更・廃止届出書を提出してください。

III その他

- 1 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について他の市町村への調査を行うことがあります。
- 2 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに手続を行ってください。
なお、本人通知制度を実施していない市町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご了承ください。
- 3 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申請をしてください。

問い合わせ先

◎新温泉町役場 町民課 戸籍年金係
TEL 0796-82-5621 (課直通)

◎温泉総合支所 地域振興課 住民係
TEL 0796-92-1131 (代)